

長 建 協 発 第128号
平成26年 6月17日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法等の一部を改正する法律の一部及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業は、防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割は益々増大していますが、現場の労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。

また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっております。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工行及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正が行われました。

建設業法の一部を改正する法律は、本年6月4日に公布され、建設業法の一部の規定については、交付の日より施行されております。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律も、本年6月4日に交付され、同日より施行されております。

これらの改正法の内容及び留意事項について、国土交通省より別添とお知り通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。